

重要

令和8年度果樹経営支援対策事業（第1次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「優良品目・品種への改植又は新植」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図を添付の上、役場農業振興課へ提出してください。

※交付決定時期は令和8年9月上旬を予定しています。樹木の伐採や資材の購入、業者との契約が可能となるのは交付決定後です。

要望しても、必ず交付決定されるとは限りません。事業着工は必ず交付決定後に行ってください。

※例年、補助金対象外となる事例が発生しております。

※国からの正式な通知前にご案内しております。一部内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

※申込は令和8年3月19日(木)までとなります。以降の受付はしませんのでご注意ください。

※令和8年秋植え（収穫後）または令和9年春植え分が対象となります。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から⑤のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者（果樹経営者のみ）※新たに果樹経営を開始する方は本事業の対象外です（認定新規就農者以外）。
 - ② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者
(ただし、ぶどう単作の場合は、その経営面積を0.5ha以上とする。)
 - ③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
 - ④ 認定新規就農者
 - ⑤ 産地協議会が認める生産者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
優良品目・品種への改植又は新植		
(1) りんご改植		実施面積 2a 以上 ・通常の植栽密度を有し、かつ過去5年以上通常の生産が行われている園地
① わい化への改植 (89本/10a 以上)	定額: 33万円/10a	・過去に補助事業で植栽した果樹の場合、8年以上経過していなければ実施は不可
② 普通台への改植 (18本/10a 以上)	定額: 17万円/10a	
③ 高密植栽培への改植 (165本/10a 以上)	定額: 53万円/10a	
④ 超高密植栽培への改植 (250本/10a 以上)	定額: 73万円/10a	
⑤ 超高密植栽培への改植 (333本/10a 以上)	定額: 改植経費の1/2	
(2) 落葉果樹普通樹への改植(ぶどう・おうとう・桃)	定額: 17万円/10a	
(3) 新植		※超高密植 (333 本/10a) を要望する方は概算見積書を提出してください
① 慣行栽培(普通台・その他落葉果樹)	定額: 15万円/10a	
② わい化栽培	定額: 32万円/10a	
③ 高密植栽培への改植 (165本/10a 以上)	定額: 52万円/10a	
④ 超高密植栽培への改植 (250本/10a 以上)	定額: 71万円/10a	
⑤ 超高密植栽培への改植 (333本/10a 以上)	定額: 新植経費の1/2	

*** ウラ面につづく ***

令和8年度 未割経営支援対策整備事業（第1次）の実施要望書（優良品目・品種への転換）

1 事業主体(従業者)の扱い手要件

農業者氏名	印	鶴田町大字	■自宅 0173— ■携帯 —	担い手の区分 (未選択は空白欄) ①・② ③・④・⑤	ha
※担い手の区分	①	■未定農業者 (單樹經營者のみ)	■新たに單樹經營者を開始する者は本事業の対象外です (認定新規就農者以外)		

- ② 本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者（ただし、ぶどう单作の場合は0.5ha以上）
- ③ 本人又は後継者が65歳未満でエコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者

II 事業の内容

園地 番号	園地の所在地 (1筆ごとに記入)	1筆の全部 または一部	実施面積	転換元 (伐採樹の現況)			転換先 (新たに植栽する内容)		
				普通樹または わい化の区分 (○で囲む)	品種名 (品種ごとに記入)	伐採 本数	過去の補 助事業に よる植栽 の有無	品種名 (品種ごとに記入)	植栽 本数
1 字	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本
2 字	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本
3 字	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本
4 字	市・町 大字 番地	全部・一部	m ²	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本
合 計					m ²				本

III 消費税申告 (○で用む)

課税事業者	① 本則課税 ② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと（新品種・試験品種は対象外）

優良品目	優良品種（助成の対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はづみ

※その他果樹の優良品種については要望書提出時にご確認ください

※ふじ系統、つがる系統の枝変わり品種等については要望書提出時にご確認ください

III 申込み締切

令和8年3月19日（木）【厳守】

IV. 留意事項

- * 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかりと固めて来てください。未定の場合は受付できません。実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。
- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円を後日お支払い（口座振替）頂きますので、通帳と銀行印を持参してください（途中でキャンセルとなった場合でも返金されません）。
- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。
- * 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和8年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）
- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。苗木の領収書（品種・本数記載）、土壤改良剤の領収書が必ず必要となりますのでご留意ください。
したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。
(ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可)
- * 補助金の交付は、令和9年9月下旬の予定です。

果樹未収益期間支援事業について

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植・新植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

I. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
果樹経営支援対策事業により改植・新植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円/10a (5.5万円/10a×4年分)	下限面積：2a 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる 複数年の面積合算は認められない